

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる津地鎮祭判決を踏まえて、政教分離の理解について問う問題である。憲法20条1項後段、3項、89条で規定される政教分離原則については、学説が蓄積され、複数の重要判決も存在する。そうした知識を前提として、事例問題における当事者の主張を説得的に構築できるかを問いたい。

【採点基準】

- ・政教分離原則についての学説の理解が正確か。
- ・津地鎮祭判決について、論じることができるか（相対的分離、目的効果基準など）。
- ・津地鎮祭判決以外の判例についての目配りがあるか。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第四期入試 刑法

【出題の趣旨】

①刑法各論的思考と②刑法総論的思考を展開し、適切に法的処理が出来るかについて問うものである。

①については、主として、個人的法益に関する罪のうちの財産に対する罪（窃盗罪、強盗の罪）につき、「窃取」、「強取」といった条文上の基礎概念の正確な定義・判断基準の提示した上で、適切に事実を抽出・評価できる能力を問う。書かれざる構成要件である「窃盗の機会」に関する問題も同様である。

②については、因果関係、承継的共同正犯に関する問題があるが、犯罪論体系上の位置づけや共犯の基礎理論との関連性を意識した具体的な判断基準が提示でき、適切に事実を抽出・評価できるかどうかを問うものである。

また、上記問題点に関連する判例がある場合には、その知識を示すことができるかも重要になる。

【採点基準】

以下の点について論じられているかどうか。

第1 甲の罪責 【計56点】

1 住居侵入罪（130条前段）の成否（5点）

・保護法益に配慮した「侵入」の意義を示し、端的に処理できているか。

2 窃盗罪（235条）の成否（5点）

・「窃取」の意義を示し、端的に処理できているか。

3 住居侵入罪の成否（2度目）（3点）

4 強盗致傷罪か傷害罪か（対X）（計14点）

・甲の暴行が、上記2の窃盗の機会が継続している中で行われた暴行である場合には、事後強盗としての強盗傷人（238条、236条1項、240条前段）が問題となる。その点の事案分析をした上で（4点）、具体的な判断基準が示され、適切に事実を抽出・評価できているか（10点）。

・なお、本事案については、類似事案について、最高裁判所の判例¹もあるところなので、それに対する配慮も必要であろう。

5 強盗致死罪の成否（対Y）（計22点）

・甲がブロンズ製の彫刻でYを殴打した行為について、強盗罪の手段たる「暴行」といえるかについて、判断基準を示し、適切に事実を抽出・評価できているかどうか（10点）。事後強盗と居直り強盗との区別ができるかも重要である。

¹ 最判平成16年12月10日刑集58巻9号1047頁。

- ・暴行後、Yは死亡しているが、Yの特殊の疾病が影響している。実行行為と具体的な死亡結果との間に、刑法上の因果関係があるかどうかについて、具体的な判断基準が示され、適切に事実を抽出・評価できているか（12点）。行為後の介在事情の問題と混同がないかもポイントとなる。

6 罪数（7点）

- ・数罪を認める場合に、適切な罪数処理（科刑上一罪の指摘、かすがい理論への配慮）ができているか。

第2 乙の罪責について 【計34点】

1 住居侵入罪（4点）

2 承継的共同正犯の成否（計25点）

（1）事案分析（7点）

- ・甲に呼ばれX宅にやってきた乙は、甲と共謀のうえ、金品を取得している。その際、XとYは失神したままであり、反抗抑圧状態にあったが、これは甲の先行行為により引き起こされたものであり、乙は何ら暴行・脅迫は行っていない。この点だけを評価すれば、乙の行為は、窃盗に過ぎないが、他方で、失神したXとYの反抗抑圧状態を利用して容易に金品を取得しているともいえる。そこで、乙は、甲の先行行為を承継の上、甲と同様の強盗の罪が成立しないかが問題となる。

（2）承継的共同正犯の可否、その判断枠組み

- ・上記の事案分析を踏まえ、共犯の処罰根拠論等、共犯の基礎理論に遡り、承継的共同正犯の可否、具体的判断枠組みについて論じられているかどうか（9点）。
- ・提示した判断枠組みに従い、適切に事実を抽出・評価できているか（9点）。この際、先行行為により形成された致死傷の「結果」をも承継するかについて、配慮しているかが重要である。

3 罪数（5点）

- ・以上を踏まえた適切な罪数処理が求められる。

第3 裁量点【10点】

- ・上記以外でも、構成力、文章力が優れたもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。